

第10次千葉県廃棄物処理計画の概要(1/2)

1 計画の基本的事項

1.1 計画策定の背景

- 再生利用率の伸び悩み、不法投棄や廃棄物処理施設の老朽化等の課題に引き続き対応する必要がある。
- 食品ロスの削減、廃プラスチックの使用削減・再資源化の促進、廃棄物エネルギーの利活用、災害廃棄物の処理などの新たな課題にも対応していく必要がある。

1.2 策定方針

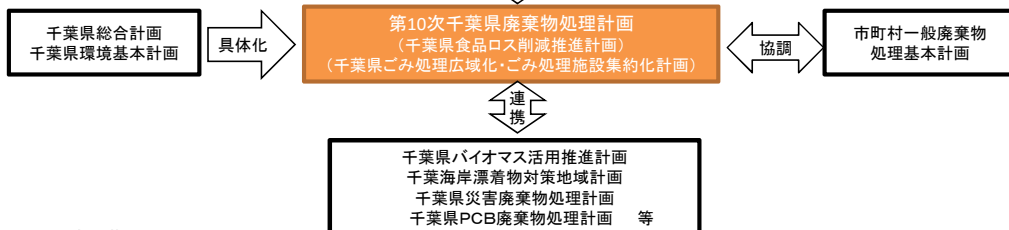
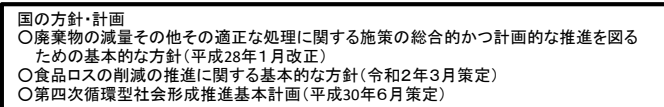
- 廃棄物処理の現状と課題及び第9次計画の施策の進捗状況等を踏まえつつ、千葉県総合計画や千葉県環境基本計画を具体化する個別計画として、国の第4次循環型社会形成推進基本計画との整合を図る。

1.3 計画の位置付け及び計画期間

(1) 計画の位置付け

- 廃棄物処理計画は、廃棄物処理法に基づく法定計画で、県の廃棄物に関する施策の基本方針を示すもの。
- 食品ロスの削減の推進に関する法律で規定する「都道府県食品ロス削減推進計画」として位置付ける。
- 「ごみ処理広域化・ごみ処理施設集約化計画」を盛り込む。

<本計画の位置付け>



(2) 計画期間

- 令和3年度を初年度とし、令和7年度を目標年度とする5か年計画

1.4 計画の対象とする廃棄物

- 一般廃棄物(特別管理一般廃棄物含む)と産業廃棄物(特別管理産業廃棄物含む)

2 社会の動向

2.1 国外の動向

- 国連総会での「持続可能な開発のための2030アジェンダ」(平成27年9月)の採択
 (“2030年までに達成すべき17のゴールと169のターゲット【持続可能な開発目標(SDGs)】”が示された)
- 海洋プラスチックごみによる生態系を含めた海洋環境や沿岸域の居住環境、観光・漁業への影響

2.2 国内の動向

- 第四次循環型社会形成推進基本計画(平成30年6月)における方針
- プラスチック資源循環戦略(令和元年5月)の策定
- 食品ロス削減推進法(令和元年10月施行)と食品ロス削減推進計画の策定
- 安定的・効率的な施設整備及び運営
- 災害廃棄物対策
- 高齢化社会に対応した廃棄物処理システムの構築
- 新型コロナウイルス感染症による暮らしや事業活動への影響

3 県の廃棄物処理の現状

3.1 一般廃棄物

(1) ごみの排出量

- ごみの排出量は、平成18年度以降減少傾向

(2) ごみの資源化等

- 再生利用率は、近年伸び悩んでおり、横ばい
- 焼却ごみには、資源化可能なものが多く含まれる
紙布類(45.6%)やちゅう芥類(13.0%)
- プラスチック製容器包装の収集は、36市町村で実施

(3) 最終処分量

- 最終処分量は、平成28年度以降減少傾向

(4) 市町村におけるごみ処理費等の状況

- ごみ処理の有料化は、36市町村で導入

(5) ごみの不法投棄等

- ごみの散乱や廃家電等の不法投棄が見受けられる
 廃家電不法投棄 5千台(H25)⇒3千台(H30)

(6) 一般廃棄物処理施設等の整備状況

- ごみ処理施設の89%が稼働してから15年以上経過
- 最終処分場の残余容量は減少傾向
8.1年(H25)⇒7.6年(H30)

(7) 災害廃棄物対策

- 災害廃棄物処理計画は、25市町村で策定
3市(H25)⇒25市町村(R3.2)

(8) し尿処理

- し尿及び浄化槽汚泥の排出量は、減少傾向
83万kL(H25)⇒77万kL(H30)
- し尿処理施設の90%が稼働してから15年以上経過

3.2 産業廃棄物

(1) 排出量

- 排出量は、平成27年度以降減少傾向

(2) 処理・処分状況

- 再生利用率は、近年横ばいだがH30は減少
- 最終処分量は、減少傾向

(3) 適正処理の推進

- 不法投棄量は減少傾向(H30は大規模投棄あり)
2,281t(H25)⇒1,481万t(H29)⇒64,500万t(H30)
- 不法投棄の残存件数・量は、横ばい
3,959千t(H25)⇒4,019千t(H30)
- 高濃度PCB廃棄物保管数は、減少傾向
変圧器(トランス) 439台(H28)⇒46台(H30)
安定器 約24万台(H28)⇒約22万台(H30)
PCB油 約214トン(H28)⇒約19トン(H30)

(4) 産業廃棄物処理施設の整備状況

- 産業廃棄物最終処分場は、減少傾向
27施設(H25)⇒21施設(H30)

(5) バイオマスの活用の促進

- バイオマス資源の利用率は、増加
71%(H26)⇒78%(H30)

3.3 第9次計画の目標の進捗状況

- 最新の実績データである平成30年度実績と第9次計画の目標値を比較し、進捗状況を整理

区分		H25	H30	R2
		基準年度	実績値	目標年度
一般廃棄物	排出量 (万トン)	218	206	196以下
	一人1日当たりの家庭系ごみ排出量 (g)	542	507	500以下
	再生利用率 (%)	23.5	22.4	30以上
	最終処分量 (万トン)	16.3	14.3	13以下
産業廃棄物	排出量 (万トン)	2,117	1,752	2,180以下
	再生利用率 (%)	55.9	49.2	61以上
	最終処分量 (万トン)	31.3	29.4	31以下

第10次千葉県廃棄物処理計画の概要(2/2)

4 県が取り組むべき課題

重点的に取り組むべき課題

社会の動向や県の廃棄物処理の現状を踏まえ、県が取り組むべき主な課題を以下のとおり設定する

- | | |
|----------------------|--------------------------|
| (1) 県民、事業者と連携した3Rの推進 | (6) 高齢化社会への対応 |
| (2) 食品ロスの削減の推進 | (7) 持続可能な適正処理の確保 |
| (3) プラスチック等資源の循環利用 | (8) 廃棄物エネルギー活用推進 |
| (4) PCB廃棄物の適正処理の推進 | (9) ごみ処理広域化・ごみ処理施設集約化の推進 |
| (5) 不法投棄の未然防止 | (10) 災害廃棄物処理体制の強化 |

5 基本方針と計画目標

5.1 本計画の基本方針

○みんなでつくる『持続可能な循環型社会』の構築

『持続可能な循環型社会』の構築を目指し、県民、事業者、国、県、市町村等の各主体が取組を進めるとともに、相互に連携し、さらなる廃棄物の排出抑制と資源の適正な循環の利用を推進する。

○多様化する新たな問題への対応

ごみの排出量の削減、不法投棄の防止といった従来からの問題に加え、食品ロスの削減、廃プラスチック問題への対応等、新たな課題に対し実効性のある施策の展開を図る。

○県民の安全・安心の確保に向けた体制強化

自然災害により、大量に発生する災害廃棄物の処理について、国や県内市町村、事業者等と連携し、迅速な処理体制の強化を図る。

5.2 計画目標

- 平成30年度を基準年度とし、令和7年度を目標年度とする数値目標を定める。
- 目標値の設定は、第4次循環型社会形成推進基本計画で示された目標値を基本とする。

<計画の目標値>

区 分		H30	R7	
		基準年度	予測値	目標値
一般廃棄物	排出量 (万トン)	206	198	183以下
	一人1日当たりの家庭系ごみ排出量 (g)	507	499	440以下
	出口側の循環利用率 (%)	22.4	22	30以上
	最終処分量 (万トン)	14.3	14	12以下
産業廃棄物	排出量 (万トン)	1,752	1,690	1,690以下
	出口側の循環利用率 (%)	49.7	-	52以上
	最終処分量 (万トン)	29.4	28.4	28以下

6 展開する施策

6.1 施策体系

I 3Rの推進	4 食品ロス削減の推進 9 資源の循環利用の推進 11 資源の循環利用の推進 12 資源の循環利用の推進 15 資源の循環利用の推進
1 リデュース・リユースの推進	
2 食品ロスの削減	
3 市町村と連携した3Rの推進	
4 排出事業者における自主的な廃棄物の排出抑制や資源化の取組推進	
5 循環資源等の利活用の推進	
6 効果的リサイクルの推進(各種リサイクル法の遵守の指導)	
7 環境学習の推進	
II 適正処理の推進	11 資源の循環利用の推進 12 資源の循環利用の推進 14 資源の循環利用の推進 15 資源の循環利用の推進
1 排出事業者における適正処理の推進	
2 有害廃棄物の適正処理の推進	
3 再生土の適正利用の推進	
4 環境美化意識の向上と実践活動の推進	
5 海岸漂着物の処理の推進	
6 不法投棄等の監視指導及び支障除去対策の実施	
7 原発事故由来の放射性物質を含む廃棄物への対応	
8 処理困難物や高齢化社会等への対応	
III 適正処理体制の整備	7 資源の循環利用の推進 9 資源の循環利用の推進 13 資源の循環利用の推進
1 一般廃棄物処理施設の計画的な整備と適正な維持管理	
2 ごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化	
3 産業廃棄物処理施設の整備と適正な維持管理	
4 県全体における適正処理体制の整備	
5 施策や制度の実施に関する国への提案・要望	
IV 万全な災害廃棄物処理体制の構築	11 資源の循環利用の推進
1 平時からの備えの強化	
2 発災時の迅速な対応	

7 計画の推進

7.1 各主体の役割

・県民、民間団体、事業者、廃棄物処理業者、市町村、県が連携・協働して積極的な取組を展開する。

7.2 進行管理

・PDCAサイクルに基づき、毎年度、廃棄物の排出量等の状況の把握のみならず、施策及び事業の成果について評価を行い、環境審議会廃棄物・リサイクル部会への報告、ホームページへの公表を実施する。